

議案第 5 5 号

財産取得するについて

次のとおり財産を取得するため、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

記

1 取得目的

宇治市立小中学校一人一台端末一式

2 設置場所

宇治市立全小中学校

3 取得金額

9 2 6 , 3 0 3 , 4 0 0 円

4 取得の相手方

京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町 8 3 0 番地

京都エクセルヒューマンビル

京都府市町村 G I G A スクール共同事業体

代表 株式会社内田洋行 I T ソリューションズ

代表取締役 新家 俊英

(提案理由)

宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を得るため提案するものがあります。